



2020年12月16日号

VOL.145



光の祭典 2020：天理駅西側 田井庄池公園

INDEX

アフターコロナの展望

- ◆ 代表社員税理士 南谷よりご挨拶
- ◆ 代表社員税理士 松尾より
「反転攻勢に向けたコロナ禍の実務」
- ◆ 社員税理士 三瀬より
「みんなで考えよう！相続で得するのはどっち??」
- ◆ 税理士 山田より
従業員を代表して年末のご挨拶
- ◆ 【お知らせ】確定申告に向けて・年末年始の営業予定

コロナ禍のあと

2020年もあと残すところ僅かとなり例年のごとく慌ただしい日々を過ごす頃となりました。

皆様には今年も一年大変お世話になりありがとうございました。

子年は、そもそも大きな変化が起きる年ということでありました。その通りと言いますか今年は「コロナ」に明け、「コロナ」に暮れそうです。非常事態宣言を受け一旦は収束するかと思われたのも束の間、Go To キャンペーンシリーズにより第2波、第3波とさらに大きなうねりとなって我が国を脅かし続けております。

これにより我々を取り巻く環境がこれまでと一変し、その変化の波が加速しています。生活の面では持ち帰りやデリバリーが増加し店舗で飲食することが少なくなり、日常の買い物も通販を利用することが多くなっているようです。仕事の面でもこれまでは、実際にお会いすることが常識でありましたが、会議もほとんどが Web となり、リモート営業なるものも進んできているようです。出張という認識もかなり薄らいでおり、「移動しなくても仕事ができるんだ」というこれまで当たり前であったことがそうではなかったことに多くの企業が気付き舵を切ってきているようです。このようにハードとソフトのあり方が大きく変わってまいりました。

弊社においても、現場に赴かないと出来ない「監査」を除き、在宅勤務やフレックス制度の導入など勤務体制を変更いたしました。これにより関与先の皆さまにはご不便をおかけすることも多々あると思っておりますが、確立するまで今しばらくご猶予頂ければありがたく存じます。また、出勤に関しては社用車を利用するなど電車通勤を廃止し出来る限り人と接触しない体制に努めてまいりました。弊社から感染者を出すことにより業務が停滞し皆様にご迷惑をおかけする事の無いよう今後も最善の策を講じてまいります。

大阪では12月に入り赤信号が灯され年末の書き入れ時に大きなダメージとなると予想されます。本当にいつ収束するのか予想することは難しいですが、一刻も早い収束を願っております。

生物は日々少しずつ進化していると思っておりますが、ある一定の要因により大きく進化する瞬間がこれまでもあったのではないかと思います。一方でその要因に対応できなかったものは消滅していったのでしょうか。

今回の「コロナ」という外的要因は日本経済を大きく進化させると同時に、環境の変化についていけない企業に退場を宣告する大きな波なのかもしれません。

いずれコロナ禍が過ぎ去った後、「そんなことがあったよな、あの時は大変やったな」と笑って言えるように今生き残るために全社一丸となってこの大きな環境の変化に対応していかなければなりません。

そのために経営者はその道標を示す必要があります。弊社も微力ながらその道標を作る作業のお手伝いが少しでも出来ればと思い精進してまいります。

来る2021年が皆様にとって大きな飛躍の年になります事をご祈念申し上げます。

反転攻勢に向けた コロナ禍の実務

年初に端を発したコロナにより、あっという間に年の終わりを迎えようとしています。全国的な蔓延となりだした春先から、**資金調達、各種補助金・助成金の活用、事業承継とりわけ株式の移転**、など実務面もめまぐるしく動きました。

資金調達の面では、有利子負債の残高が増えて自己資本比率を低下させているケースが多く、再び自己資本比率を上げていくサイクルに戻すことが重要です。そのためには利益の蓄積はもとより、在庫や債権の圧縮、不要資産の売却により総資産（貸借対照表の一番左下の数字）を減らすことも重要となります。総資産の内容を検証することは、結果的には資金の流出を伴わずに節税につながることにもなります。

各種補助金・助成金の中でも特に重要な位置づけとなった雇用調整助成金については、あおば総合社労士事務所の方で対応させて頂いておりますが、今まで潤沢だった雇用保険の積立金も急減しているとのことですし、来年の3月以降は縮小される可能性が高いものと思われまます。

一方で、追加経済対策として検討されているとされる**事業再構築補助金**の創設をはじめ、従来からのIT導入補助金などとあわせてコロナ禍における企業の「投資」への補助は継続される見込みです。

また、来年1月末を期限として事業用家屋や償却資産については固定資産税の減免措置がありますので、担当者にてフォローさせていただきます。

事業承継については、コロナの影響を受けているとすれば税務上の株価は下がることになり、結果として税負担をおさえての株式移転が可能となります。

株式の移転については3年計画など長期間のプランを組むことも多いのですが、最近の傾向としては、「今やっておかないと」ということで後継者側からのご相談が増えているように感じています。

事業承継は株に始まり株に終わりますし、事業を継がせる側の目の黒いうちの実行が重要です。自社の特色や背景を踏まえた上で着実に実行に移していきましょう。

また、秋以降は特に、**M&A**のご相談を承ることが急増しました。M&Aも株式の移動を伴うことが多いのですが、その株式の値付けについては様々な手法が考えられます。弊社としては、案件検索については行政機関と連携しながら、株価算定については公正な価値を土業の視点から検証をすることで対応をさせて頂いております。

年明け以降も続くコロナ禍においても、**貸借対照表をチャートでご報告すること**、そして資金繰り予定表でもって**損益と資金の先行き管理を月次で実行すること**を中心に、反転攻勢のフォローをさせて頂ける体制構築に継続して取り組んで参ります。

代表社員税理士 松尾 潤

12/10 公表されました税制改正大綱の速報を、
コロナ禍で中小企業に影響の強い項目を中心に
Youtubeでアップしております。ぜひご覧ください。



さあ、みんなで考えよう！相続で得するのはどっち？



年末年始は家族全員で顔を合わす機会が多くなります。

また、コロナ禍の中で、普段は外出する時期も、家族回らん、家の中で過ごす時間が多くなるかと思えます。

こんな時こそ、普段、話すことはできない相続について、お話をしてはどうでしょうか。

そのキッカケとして相続クイズを用意しました。

クイズは「どっち？」の二択形式です。

わかりやすく相続の正しい知識を得ることができます。

さあ、リラックスして、ご家族で相談しながらチャレンジしてください！

11/21 事業承継セミナーで講演する三瀬税理士
於：奈良県コンベンションセンター



Q1 相続対策「親が亡くなる前」と「親が亡くなったあと」 みんながやっているのはどっち？

答え：「相続対策は、圧倒的に親が亡くなったあとの方が多し」です。

残念ながら、人は生きているうちに、わざわざ自分が死ぬことを考えたくないのかもしれない。

Q2 「遺言書がある」と「遺言者がない」もめないのはどっち？

答え：「遺言書があるほうがもめない」です。ただし、正しい形式の遺言書が求められます。



Q3 「兄弟」と「姉妹」もめないのはどっち？



答え：「兄弟のほうがもめない」です。あくまでも主観ですが、感情論でもめるのは姉妹が多いような気がします。（姉妹の方へ、間違っていたらごめんなさい。）

Q4 家や土地は「相続後ただちに売却」と「相続から5年後に売却」あとで困らないのはどっち？

答え：「家や土地は相続後にただちに売却」です。相続税の申告期限から3年以内であれば、譲渡所得税の恩典があります。

Q5 「法律知識のある賢い子ども」と「法律知識のない親孝行の子ども」得するのはどっち？

答え：「法律知識のない親孝行の子どもの方が得」をします。相続で得をするのは、遺産をさくさん取る人ではありません。本当に得なのは、生前から相続対策をしてもらえる人です。



Q6 「養子がいる」と「養子がない」得するのはどっち？

答え：「養子がいる方が得」です。養子縁組により相続税の基礎控除が増え、税負担が安くなります。

Q7 「現金で相続」と「不動産で相続」得するのはどっち？

答え：相続税の計算上では、「不動産で相続する方が得」です。不動産の評価は現金に比べて、低く設定されています。



さて、みなさんは何問、正解でしたか？

相続の回答について、もう少し詳しく知りたい方は弊社のHPに解説を載せておりますのでご覧ください。

税理士 山田より 従業員を代表して年末のご挨拶

本来であれば東京オリンピックなど明るい話題も多くあったであろう2020年は「コロナ」というワード一色で終えようとしています。いままで人類、日本人が築き上げてきた日常・常識が瞬く間に変わってしまいました。税理士法人あおばにおきましても融資や給付金申請等の臨時的なお手伝いをさせていただく機会が増え、またテレワークの導入など関与先様にはご不便をおかけしつつも「変化」せざるを得ない状況となりました。

ただ、この「変化」は過去(旧ノーマル)に視点を置くとコロナという理不尽極まりない外部的な要因により「変えられた」とマイナスに感じてしまう面が多々ございますが、コロナウィルス以外にも目まぐるしい変化が起きるこの時代、先の時代(new ノーマル)への「対応」と捉え、これからも一層お客さまのお声に「応えられる」よう我々あおばの従業員も邁進していく所存です。

新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受けておられる関与先様ならびに関係各社様におかれましては心よりお見舞い申し上げるとともに、引続き皆様のご助力となれるよう税理士法人あおば職員一同精進して参りますので来る新年も変わらぬご愛顧のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

所属税理士 山田 佑貴

確定申告に向けて

年が明けますと、所得税の確定申告の時期がやってきます。

この時期にしかお会いできないお客様もたくさんいらっしゃいますが、今回は感染防止対策のため、資料はできる限り、郵送にてお預かりさせて頂きたいと考えております。
ご多田のところ大変恐縮ですが、1月までにご準備頂けましたら幸いです。

おもな必要書類

- ・扶養親族の氏名・生年月日
- ・生命保険料・地震保険料控除証明書
- ・寄付金控除証明書類(ふるさと納税)
- ・医療費のお知らせ若しくは医療費の領収証
- ・住宅ローン控除申告書
- ・住宅借入金残高証明書

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

- ・資料はできるだけ郵便で
- ・1月末までに

よろしく申し上げます



- * 個人事業及び不動産収入のある方は令和2年分の収支に関する資料
- * 贈与・譲渡申告の必要な方は担当者にお伝えください

年末年始の営業予定

年末は令和2年12月29日(火)まで業務を行います。
年始は令和3年1月5日(火)より業務を開始します。

新年も宜しくお願い申し上げます。



税理士法人 あおば 発行責任者 南谷 正仁
本店 〒632-0071 天理市田井庄町 528
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223
大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀1-1-1 立売堀1番館4階
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789
URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail info@aoba-atm.com

